テールゲートリフター特別教育(3月)

事業主は、荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務を労働者に行わせる場合、その労働者に対して特別教育を実施しなければなりません。 労働安全衛生規則の一部改正により、令和6年2月1日より義務化されました。

1 開催日時及び場所

- (1) 令和8年3月26日 (木) 午前9時00分より(8時50分集合)
- (2) スキルアップセンターとまこまい (苫小牧市新開町 4-6-1 2 TEL 0 1 4 4-5 5-6 6 2 2)



2 講習科目及び時間

区分	講習科目	時間
学科	テールゲートリフターに関する知識	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	2 時間
	関係法令	0.5 時間
実技	テールゲートリフターの操作の方法	2 時間

(合計 6時間)

3 受講費用

1人 13,090円 (受講料12,100円 テキスト代990円)

4 申込方法及び注意

- (1) 所定の受講申込用紙に必要事項を記入し、写真(3.0cm×2.4cm)※を2枚と、受講料を添えて、スキルアップセンターとまこまいへ申し込むこと。
- (2) 講習当日は、実技講習も行うので、ヘルメット・作業服・安全靴・作業用手袋を着用し、筆記用具も忘れずに持参すること。

※写真は、無帽・上半身正面・背景なしで撮影した鮮明なもの。 ポラロイド写真、昇華型のプリンターで印刷した写真は不可。

5 講習定員

50名を定員とします。

6 申込期間

令和7年12月1日(月)~令和8年3月16日(月)まで。 ただし、定員になり次第締め切ります。

また、受講申込みが5名未満の場合は中止となります。ご了承下さい。

※募集締切日以降は、受講取消しなどいかなる理由があっても受講料、テキスト代は返金いたしませんのでご了承下さい。

主催 スキルアップセンターとまこまい